

(仮称) 豊中市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (素案) の概要について

### 1. 条例制定における基本的な考え方

国は、困難な問題を抱える女性の福祉の推進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めた「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和4年法律第52号)を公布しました(令和6年4月1日施行)。また併せて、社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づき「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準」(令和5年厚生労働省令第36号。以下「基準省令」という。)を制定しました。

その設備及び運営に関する事項について、基準省令の内容を踏まえ条例を制定します。

### 2. 新たに制定する条例

名称	根拠法令	条例委任される省令
豊中市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	社会福祉法	女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準

### 3. 定める基準 (基準省令どおり)

条例は、次のとおり国が区分した基準に基づき定める必要があります。

基準	内容	主な基準
「従うべき基準」 省令で定める基準に従い定めるもの	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの	・職員配置の基準 ・施設長の資格要件 ・居室の床面積 ・安全計画の策定等 ・秘密保持等 ・業務継続計画の策定等 ・感染症又は食中毒の発生、まん延防止のための研修等
「標準とすべき基準」 省令で定める基準を標準として定めるもの	法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの	居室の入所定員
「参酌すべき基準」 省令で定める基準を参酌するもの	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの	上記以外の基準

### 4. 条例の施行期日

令和6年(2024年)4月1日